高速道路工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第10号

標記高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成30年３月28日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市北区引佐町東黒田まで	新設工事	平成30年３月29日
第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県浜松市北区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで	新設工事	平成30年３月29日
中央自動車道富士吉田線	東京都杉並区上高井戸	改築工事	平成30年３月29日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで	新設工事	平成30年３月29日

高圧ガス保安協会が高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき実施する保安検査等を行う事務所の名称、所在地及びその管轄区域について

平成30年３月28日

高圧ガス保安協会

高圧ガス保安協会が高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき実施する保安検査等を行う事務所の名称、所在地及びその管轄区域を次のとおり公告する。

※　保安検査等とは、次に掲げる検査、調査又は認定をいう。

⑴　高圧ガス保安法

①　第20条第１項ただし書及び同条第３項第１号に規定する完成検査
②　第22条第１項第１号に規定する輸入検査
③　第35条第１項第１号に規定する保安検査
④　第39条の７第１項及び第39条の８第２項に規定する認定完成検査実施者となるための認定に係る調査
⑤　第39条の７第３項及び第39条の８第３項に規定する認定保安検査実施者となるための認定に係る調査
⑥　第44条第１項に規定する容器検査
⑦　第49条第１項に規定する容器再検査
⑧　第49条の２第１項に規定する附属品検査
⑨　第49条の４第１項に規定する附属品再検査
⑩　第49条の８第１項、第49条の９第２項及び第49条の31第２項に規定する容器又は附属品の製造業者の登録に係る調査
⑪　第49条の23第１項及び第49条の31第２項に規定する容器の型式承認に係る試験
⑫　第56条の３第１項から第３項に規定する特定設備検査
⑬　第56条の６の５第１項、第56条の６の６第２項及び第56条の６の22第２項に規定する特定設備製造業者の登録に係る調査
⑭　第56条の６の14第２項及び第56条の６の22第２項に規定する特定設備基準適合証の交付
⑮　第56条の６の14第４項に規定する特定設備基準適合証の再交付
⑯　第56条の７に規定する指定設備の認定
⑰　第56条の８第３項に規定する指定設備認定証の再交付
⑱　冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第７条第１項第６号、第８条第２号、第12条、第13条、第64条第１号リ、第64条第２号及び第64条第４号に規定する試験
⑲　一般高圧ガス保安規則第94条の８第１項第４号、コンビナート等保安規則第49条の８第１項第４号、冷凍保安規則第62条第１項第２号に規定する認定指定設備の移設等に係る調査
⑳　一般高圧ガス保安規則第94条の８第１項第２項及び第３号、コンビナート等保安規則第49条の８第１項第２号及び第３号に規定する認定指定設備の交換に係る調査

⑵　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

①　第37条の３第１項ただし書（第37条の４第４項において準用する場合を含む。）に規定する完成検査
②　第37条の６第１項ただし書に規定する保安検査

１．保安検査等（冷凍に係る製造施設の完成検査及び保安検査を除く。）を行う事務所の名称、所在地及びその管轄区域

名称	所在地	備考
高圧ガス保安協会本部	東京都港区虎ノ門４丁目３番13号　ヒューリック神谷町ビル	
〃　北海道支部	北海道札幌市中央区北５条西５丁目２番12号　住友生命札幌ビル	⑴認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者となるための認定に係る調査の実施を除く。 ⑵事務に係る管轄区域は、北海道産業保安監督部の管轄区域とする。
〃　東北支部	宮城県仙台市青葉区本町２丁目３番10号　仙台本町ビル	⑴〃 ⑵事務に係る管轄区域は、東北産業保安監督部の管轄区域とする。
〃　中部支部	愛知県名古屋市中区栄２丁目10番19号　名古屋商工会議所ビル	⑴〃 ⑵事務に係る管轄区域は、中部近畿産業保安監督部（中部近畿産業保安監督部近畿支部管轄区域を除く。）の管轄区域及び静岡県の一部とする。